

掲載内容一部変更のお知らせ（R7.4.1～変更分）

令和7年3月

本冊子に掲載されている制度内容や補助金額等について、令和7年4月1日より一部変更となります。変更内容は下記のとおりですので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、変更内容等に関するお問い合わせは、担当各課へ直接お問い合わせください。

※変更箇所は網掛け部分

頁	変更前（令和6年度）	変更後（令和7年度）※R7.4.1～
33	スマートフォン操作講習会（出前講座） 【デジタル戦略推進課 ☎216-1115】 町内会等の概ね10～20名の市民グループを対象に、スマートフォンの基本的な操作方法等についての出張型のスマートフォン操作講習会を実施しています。開催日時は、ご希望に応じて調整します。なお、実施可能な団体数には限りがございます。 詳細については、デジタル戦略推進課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。	スマートフォン活用講座（出前講座） 【デジタル戦略推進課 ☎216-1115】 町内会等の概ね10～20名の市民グループを対象に、スマートフォンの基本的な操作方法や市が提供するデジタルツール等についての出張型のスマートフォン活用講座を実施しています。開催日時は、ご希望に応じて調整します。なお、実施可能な団体数には限りがございます。 詳細については、デジタル戦略推進課へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
33	事業・運営見直し支援（講師派遣） 【地域づくり推進課】 市内の町内会等を対象に、誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、コミュニティ活動の業務全体を可視化し、やりたい人、できる人を中心に地域住民全体が業務を担う「パズルピース型町内会活動システム」の導入について、希望する団体に講師を派遣し、ワークショップ等を行いながら実践的活用を支援しています。 ◎募集团体：3団体 ◎派遣回数：1団体あたり5回程度 ※次ページへ続く	事業・運営見直し支援（講師派遣） 【地域づくり推進課】 市内の町内会等を対象に、誰でも参画しやすい組織運営を目指すため、町内会における業務全体の可視化や見直しの進め方、役員や活動ごとのマニュアル化について、電話、来庁等による相談対応のほか、希望する団体に職員を派遣し支援しています。 ◎募集团体：5団体 ◎派遣回数：1団体あたり5回程度 ※次ページへ続く

変更前（令和6年度）

変更後（令和7年度）※R7.4.1～

※前ページの続き

「パズルピース型町内会活動システム」の導入イメージ

従来の町内会の仕事および活動の特徴

町内会長
町内会活動の総括
各種会議への参加
司会進行

事務局担当
町内会だより発行
役員招集
会議の場所確保

特徴

- 町内会の仕事は、役職に縛られている
- 役職によって責任や仕事量に差がある
- 役員の負担があるのでやりたくない

※役員が回ってくるので町内会に入りたくない

特徴

- 町内会の仕事の全体像を把握（可視化）
- 一つ一つの仕事の確認
- 役員に縛られない
- できる人ができる役割を担うやり方

※町内の住民全体で支えていくスタイル

【受講団体の声(令和5年度)】

- 受講をきっかけに、業務見直しの必要性を改めて認識でき、業務改善に対する前向きな姿勢が個々の役員等から見られるようになった。
- 町内会が目指す方向性が本事業を通じてより明確になった。
- 町内会の業務内容が整理された同ファイルは、活動実施のマニュアルとしてはもちろんのこと、活動内容の改善の検討や引継ぎ資料としても活用でき、役員等にとってその負担軽減の効果は大きい。

など

※前ページの続き

マニュアル化のイメージ

しなくて良い仕事はないか？（町内会の活動に本当に必要か？）

まずは、仕事の洗い出し！

会長や役員の仕事
無難の仕事
それぞれの仕事でする仕事
会計関係の仕事

↓

仕事の必要性の検討

会長や役員の仕事
冠戴の仕事
それぞれ別の仕事でする仕事
会計関係の仕事

↓

必要な仕事で他の会員等に割り振れる仕事はないか？

会長の仕事を除く！

割り振れない
割り振れる！
割り振れない
割り振れない

それぞれの業務に必要なマニュアルを作成

会費の仕事を除く！

会長事務マニュアル
1.
2.
3.
4.

↓

町内会としてのマニュアルを完成させる

ABC町内会
業務マニュアル

会長
副会長
会計

【マニュアルを作ることのでられる効果】

1. 仕事の内容を確認しながら作業できるので、確実に仕事をこなせる
2. 仕事内容が分かることで、経験のない人でも不安が軽減される
3. 仕事の引継ぎが簡単になる
4. 新しい人にも任せやすい環境ができる

など

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～
41	市立図書館 【鴨池二丁目 31-18 ☎ 250-8500】 生涯学習の場として、あるいは児童生徒の学習の場として活用できます。また、さまざまな講座やおはなし会も実施しています。 ◎開館時間 平日 9時 30 分～21 時 土・日曜、祝日 9時 30 分～18 時 ◎休 館 日 毎週火曜日（祝日の場合は、その翌平日）、 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 特別整理期間（年 1 回 14 日以内） 団体貸出 （略） 移動図書館 図書館から遠いところに住んでいる方にも気軽に本を借りていただけるように、移動図書館車「わかくさ号」「こすもす号」（積載冊数各約 3,000 冊）が市内を巡回しています。 30 世帯以上の利用が見込まれる地域団体に、巡回車のステーションを設置しご利用いただいています。 ◎巡回貸出 約 2 週間に 1 回 ◎申込期間 毎年 1 月初旬～中旬 ◎申込先 市立図書館、各地域公民館図書室、移動図書館	市立図書館 【鴨池二丁目 31-18 ☎ 250-8500】 生涯学習の場として、あるいは児童生徒の学習の場として活用できます。また、さまざまな講座やおはなし会も実施しています。 ◎開館時間 平日 9時 30 分～21 時 土・日曜、祝日 9時 30 分～18 時 ◎休 館 日 毎週火曜日（祝日の場合は、その翌平日）、 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日） 特別整理期間（年 1 回 14 日以内） 団体貸出 （略） 移動図書館 図書館から遠いところに住んでいる方にも気軽に本を借りていただけるように、移動図書館車「わかくさ号」「こすもす号」（積載冊数各約 3,000 冊）が市内を巡回しています。 30 世帯以上の利用が見込まれる地域団体に、巡回車のステーションを設置しご利用いただいています。 ◎巡回貸出 約 2 週間に 1 回 ◎申込期間 毎年 1 月初旬～中旬 ◎申込先 市立図書館、天文館図書館、各地域公民館図書室、 移動図書館

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～
47	少年自然の家 【吉野町 11078-4 ☎244-0333】 美しい自然の中で、集団宿泊学習やその他の活動を通して、自然の観察や自然探究、創造のよろこび、協力し合う豊かな人間関係などを体験的に学習させ、心身とともに健全な少年の育成を図る社会教育施設です。 ◎休 所 日 月曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日 ◎施設概要 ・宿泊定員 400 人（本館 250 人、学習棟 150 人） ・キャンプ場 300 人（ドームテント） ・アスレチック（11 施設）、ミニアスレチック（7 施設） ・野外活動（オリエンテーリング・森林グループワークゲーム・グループチャレンジゲーム・ウォークラリー・寺山ハイキング・野外炊飯・アスレチックなど） ・創作活動（どんぐり人形・てん刻・焼き板・プラホビー・木のキーホルダー・まが玉など）	少年自然の家 【吉野町 11078-4 ☎244-0333】 美しい自然の中で、集団宿泊学習やその他の活動を通して、自然の観察や自然探究、創造のよろこび、協力し合う豊かな人間関係などを体験的に学習させ、心身とともに健全な少年の育成を図る社会教育施設です。 ◎休 所 日 月曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日 ◎施設概要 ・宿泊定員 400 人（本館 250 人、学習棟 150 人） ・キャンプ場 300 人（ドームテント） ・アスレチック（12 施設）、ミニアスレチック（7 施設） ・野外活動（オリエンテーリング・森林グループワークゲーム・グループチャレンジゲーム・ウォークラリー・寺山ハイキング・野外炊飯・アスレチックなど） ・創作活動（どんぐり人形・てん刻・焼き板・プラホビー・木のキーホルダー・まが玉など）
48	八重山公園 【郡山町 5517-1 ☎298-4880】 市街地や桜島、錦江湾を一望する絶好のロケーションで、キャンプなどを楽しめます。 ◎キャンプ施設の開設期間 通年（12 月 30 日～1 月 2 日を除く）	八重山公園 【郡山町 5517-1 ☎298-4880】 市街地や桜島、錦江湾を一望する絶好のロケーションで、キャンプなどを楽しめます。 ◎キャンプ施設の開設期間 通年（12 月 30 日～1 月 2 日を除く。また、夜間休業日あり）

54

変更前（令和 6 年度）

避難所一覧【危機管理課 ☎216-1213】

【凡例】「優先開設」欄について
「○」は、災害時に優先的に開設する第一開設の避難所です。（92 か所）
「○」以外は、第一開設の避難所のみでは、避難者を収容しきれない場合などに開設する第二開設の避難所です。（災害や避難の状況に応じて、随時追加して開設します。）（132 か所）

【中央地域 中央地区】

(略)

No.	避難所名	所在地	優先開設
(地域福祉館)			
8	甲東福祉館	新屋敷町 6-35	○
9	甲南福祉館	上之園町 20-15	○
10	松原福祉館	松原町 2-24	

【中央地域 鴨池地区】

(略)

No.	避難所名	所在地	優先開設
19	西紫原福祉館	紫原四丁目 37-2	
20	真砂福祉館	真砂本町 50-7	○
21	紫原福祉館	紫原六丁目 14-1	○
22	八幡福祉館	下荒田二丁目 7-33	○
(その他の市の施設)			
23	鴨池公民館	鴨池二丁目 32-6	
(民間の施設)			
24	唐湊公民館	唐湊三丁目 5-6	

変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～

避難所一覧【危機管理課 ☎216-1213】

【凡例】「優先開設」欄について
「○」は、災害時に優先的に開設する第一開設の避難所です。（92 か所）
「○」以外は、第一開設の避難所のみでは、避難者を収容しきれない場合などに開設する第二開設の避難所です。（災害や避難の状況に応じて、随時追加して開設します。）（135 か所）

【中央地域 中央地区】

(略)

No.	避難所名	所在地	優先開設
(地域福祉館)			
8	甲東福祉館	新屋敷町 6-35	○
9	甲南福祉館	上之園町 20-15	○
10	松原福祉館	松原町 2-24	
(その他の市の施設)			
11	勤労者交流センター (よかセンター)	中央町 10 (キャンセ 7・8 階)	

【中央地域 鴨池地区】

(略)

No.	避難所名	所在地	優先開設
19	西紫原福祉館	紫原四丁目 37-2	
20	真砂福祉館	真砂本町 50-7	○
21	紫原福祉館	紫原六丁目 14-1	○
22	八幡福祉館	下荒田二丁目 7-33	○
(その他の市の施設)			
23	鴨池公民館	鴨池二丁目 32-6	
24	川商ホール (市民文化ホール)	与次郎二丁目 3-1	
(民間の施設)			
25	唐湊公民館	唐湊三丁目 5-6	

最新の避難所一覧は市ホームページで確認できます。

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～
58	花の苗の無料配付 【公園緑化課 ☎216-1368】 花壇などのある町内会、通り会などで、次のような場所があれば、年 2 回（5 月・11 月）花の苗を無料で配付しています（事前に申請が必要です）。 1. 人目につきやすいこと 2. 交通の支障にならないこと 3. 土地の所有者の許可が得られること 4. 町内会や通り会で管理するものであること	花の苗の無料配付 【公園緑化課 ☎216-1368】 花壇などのある町内会、通り会などで、次のような場所があれば、年 1 回（11 月頃予定）花の苗を無料で配付しています（事前に申請が必要です）。 1. 人目につきやすいこと 2. 交通の支障にならないこと 3. 土地の所有者の許可が得られること 4. 町内会や通り会で管理するものであること
59	高齢者福祉バス 【長寿支援課 ☎216-1266】 高齢者クラブなどが行う各種研修会、講習会、施設見学会などの教養向上及び健康増進に役立てていただくため、高齢者福祉バスを 3 台運行しています。県内一円（離島は除く）を運行し、ゆうかり号（45 人乗り）は 60 歳以上の高齢者を 20 人以上含む団体、つわぶき号（24 人乗り）・いぬまき号（27 人乗り）は 60 歳以上の高齢者を 10 人以上含む団体であれば、高齢者クラブ以外の団体も利用できます。	高齢者福祉バス 【長寿支援課 ☎216-1266】 高齢者クラブなどが行う各種研修会、講習会、施設見学会などの教養向上及び健康増進に役立てていただくため、高齢者福祉バスを運行しています。県内一円（離島は除く）を運行し、60 歳以上の高齢者を 10 人以上 （バスの定員によっては 20 人以上）含む団体であれば、高齢者クラブ以外の団体も利用できます。
59	すこやか長寿まつり 【長寿支援課 ☎216-1266】 高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントを開催します。 ①ねんりんステージ ②グラウンド・ゴルフ大会 ③ソフトテニス大会 ④高齢者作品展	すこやか長寿まつり 【長寿支援課 ☎216-1266】 高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントを開催します。 ①ねんりんステージ ②グラウンド・ゴルフ大会 ③高齢者作品展

※変更箇所は網掛け部分

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～												
63	鹿児島市テーマ曲「未来へつなぐ鹿児島」の無料貸出し 【広報戦略室 ☎803-9547】 令和元年、市制施行 130 周年を記念し、本市出身で鹿児島市ふるさと大使の吉俣良氏に作曲いただきました。広くご活用いただくため、市ホームページで音源や楽譜を配布しているほか、CD・DVD（ミュージックビデオ）を貸し出しています。 	鹿児島市テーマ曲「未来へつなぐ鹿児島」の無料貸出し 【ふるさと納税・シティプロモーション戦略課 ☎803-9547】 令和元年、市制施行 130 周年を記念し、本市出身で鹿児島市ふるさと大使の吉俣良氏に作曲いただきました。広くご活用いただくため、市ホームページで音源や楽譜を配布しているほか、CD・DVD（ミュージックビデオ）を貸し出しています。 												
66	（6）町内会活動への助成制度一覧 （ページ上部 連絡先一覧中） <table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>危機管理課</td><td>216-1513 216-1213</td></tr></table>	連絡先	電話番号	危機管理課	216-1513 216-1213	（6）町内会活動への助成制度一覧 （ページ上部 連絡先一覧中） <table><tr><th>連絡先</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>危機管理課</td><td>216-1213</td></tr></table>	連絡先	電話番号	危機管理課	216-1213				
連絡先	電話番号													
危機管理課	216-1513 216-1213													
連絡先	電話番号													
危機管理課	216-1213													
69	コミュニティ助成事業 【地域づくり推進課・各支所担当課、危機管理課】 （内容 一覧中段） <table><tr><th>対象事業</th><th>助成対象経費</th><th>担当課</th></tr><tr><td>コミュニティセンター助成事業</td><td>コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 1,500 万円）の額</td><td>地域づくり推進課、各支所担当課</td></tr></table>	対象事業	助成対象経費	担当課	コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 1,500 万円）の額	地域づくり推進課、各支所担当課	コミュニティ助成事業 【地域づくり推進課・各支所担当課、危機管理課】 （内容 一覧中段） <table><tr><th>対象事業</th><th>助成対象経費</th><th>担当課</th></tr><tr><td>コミュニティセンター助成事業</td><td>コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 2,000 万円）の額</td><td>地域づくり推進課、各支所担当課</td></tr></table>	対象事業	助成対象経費	担当課	コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 2,000 万円）の額	地域づくり推進課、各支所担当課
対象事業	助成対象経費	担当課												
コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 1,500 万円）の額	地域づくり推進課、各支所担当課												
対象事業	助成対象経費	担当課												
コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター（集会所）の新築工事、及び大規模修繕に要する経費で、対象となる総事業費の5分の3以内（限度額は 2,000 万円）の額	地域づくり推進課、各支所担当課												

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～																																
70	防犯灯補助 【安心安全課 ☎216-1209】 【補助金額】 1. 防犯灯の新設、取替（明るい照明補助加算額を含む） <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>補助金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共架式</td><td>-</td><td>13,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小柱式</td><td>鋼管柱</td><td>38,000 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>27,000 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小柱のみ</td><td>鋼管柱</td><td>25,000 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>14,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※鋼管柱は、溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口 7.6 cm以上。 2.（略） 3.（略）	区分		補助金額	共架式	-	13,000 円	小柱式	鋼管柱	38,000 円	上記以外	27,000 円	小柱のみ	鋼管柱	25,000 円	上記以外	14,000 円	防犯灯補助 【安心安全課 ☎216-1209】 【補助金額】 1. 防犯灯の新設、取替 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th><th>補助金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共架式</td><td>-</td><td>17,600 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小柱式</td><td>鋼管柱</td><td>74,400 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>31,600 円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">小柱のみ</td><td>鋼管柱</td><td>56,800 円</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>14,000 円</td></tr> </tbody> </table> ※鋼管柱は、溶融亜鉛メッキ等の防錆処理及び末口 7.6 cm以上。 2.（略） 3.（略） ※1～3は、市 HP 内のリンク先からオンラインでの申請もできます。	区分		補助金額	共架式	-	17,600 円	小柱式	鋼管柱	74,400 円	上記以外	31,600 円	小柱のみ	鋼管柱	56,800 円	上記以外	14,000 円
区分		補助金額																																
共架式	-	13,000 円																																
小柱式	鋼管柱	38,000 円																																
	上記以外	27,000 円																																
小柱のみ	鋼管柱	25,000 円																																
	上記以外	14,000 円																																
区分		補助金額																																
共架式	-	17,600 円																																
小柱式	鋼管柱	74,400 円																																
	上記以外	31,600 円																																
小柱のみ	鋼管柱	56,800 円																																
	上記以外	14,000 円																																
73	地域猫活動における不妊去勢手術費用の一部助成 【生活衛生課 ☎803-6905】 【助成金額】 手術費用 1 頭につき、雄 5,000 円、雌 10,000 円（グループの自己負担額は、雄・雌ともに 3,000 円）	地域猫活動における不妊去勢手術費用の一部助成 【生活衛生課 ☎803-6905】 【助成金額】 手術費用 1 頭につき、雄 5,000 円、雌 10,000 円（グループの自己負担額は、雄・雌ともに 3,000 円程度）																																

頁	変更前（令和 6 年度）	変更後（令和 7 年度）※R7.4.1～																														
74	（７）市民奉仕活動賠償傷害保険 傷害保険 奉仕活動中、思わぬ事故で負傷または死亡した場合に補償の対象となります。なお、入院・通院にあっては、治療実日数 7 日 以内の負傷は補償の対象となりません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>保 険 金 額</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 亡</td><td>500 万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>後遺障害</td><td>最高 500 万円</td><td>障害の程度による</td></tr> <tr> <td>入 院</td><td>日額 3,000 円</td><td>180 日分が限度</td></tr> <tr> <td>通 院</td><td>日額 2,000 円</td><td>90 日分が限度</td></tr> </tbody> </table>	区 分	保 険 金 額	摘 要	死 亡	500 万円	—	後遺障害	最高 500 万円	障害の程度による	入 院	日額 3,000 円	180 日分が限度	通 院	日額 2,000 円	90 日分が限度	（７）市民奉仕活動賠償傷害保険 傷害保険 奉仕活動中、思わぬ事故で負傷または死亡した場合に補償の対象となります。なお、入院・通院にあっては、治療実日数 7 日 以内の負傷は補償の対象となりません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>保 険 金 額</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死 亡</td><td>300 万円</td><td>—</td></tr> <tr> <td>後遺障害</td><td>最高 300 万円</td><td>障害の程度による</td></tr> <tr> <td>入 院</td><td>日額 3,000 円</td><td>180 日分が限度</td></tr> <tr> <td>通 院</td><td>日額 2,000 円</td><td>90 日分が限度</td></tr> </tbody> </table>	区 分	保 険 金 額	摘 要	死 亡	300 万円	—	後遺障害	最高 300 万円	障害の程度による	入 院	日額 3,000 円	180 日分が限度	通 院	日額 2,000 円	90 日分が限度
区 分	保 険 金 額	摘 要																														
死 亡	500 万円	—																														
後遺障害	最高 500 万円	障害の程度による																														
入 院	日額 3,000 円	180 日分が限度																														
通 院	日額 2,000 円	90 日分が限度																														
区 分	保 険 金 額	摘 要																														
死 亡	300 万円	—																														
後遺障害	最高 300 万円	障害の程度による																														
入 院	日額 3,000 円	180 日分が限度																														
通 院	日額 2,000 円	90 日分が限度																														